

外来生物対策小委員会の設置について  
(案)

平成16年6月 日  
野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、外来生物対策小委員会を置く。
2. 外来生物対策小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案の作成についての検討を行う。
3. 外来生物対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができます。